

参考資料

(銀証ファイアーウォール・顧客情報
管理にかかる最近の処分事例)

令和4年11月18日

金融庁

SMBC日興証券株式会社及び株式会社三井住友フィナンシャルグループに対する行政処分等について（抄）

I. SMBC日興証券に対する行政処分

1. 処分の理由

SMBC日興証券に対する証券取引等監視委員会による検査の結果、以下の法令違反が認められたとして、令和4年9月28日、行政処分を求める勧告が行われた。

(1)～(3) (略)

(4) 銀行と連携して行う業務の運営が不適切な状況

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。しかしながら、SMBC日興証券は、親法人等である三井住友銀行との間において、法人顧客から情報共有の停止を求められていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の授受を複数回にわたって行い、これをSMBC日興証券内で共有していた。

（事例1）

三井住友銀行等の複数の法人が保有していた上場会社A社の株式に関し、当該株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、三井住友銀行に対し、SMBC日興証券への情報提供の停止を求めていた。しかしながら、SMBC日興証券役職員は、当該情報提供の停止の求めを認識していたにもかかわらず、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を三井住友銀行から複数回受領し、これをSMBC日興証券内関係者に共有した上で、営業戦略を企画していた。さらに、SMBC日興証券の執行役員は、当該売出しにおいてSMBC日興証券が当該ポジションを獲得できるようA社に働きかけて欲しい旨を三井住友銀行に対し要請した。

（事例2）

SMBC日興証券及び三井住友銀行は、それぞれ上場会社B社に対し、B社によるC社の買収及び当該買収に伴う資金調達（以下「当該買収等」という。）に関して、B社との取引において知り得た情報については、B社による事前承諾を得ることなく、SMBC日興証券と三井住友銀行との間で共有しない旨を書面により誓約していた。しかしながら、SMBC日興証券役職員は、三井住友銀行がB社から事前承諾を得ていないにもかかわらず、複数回にわたって三井住友銀行から当該買収

等に関する非公開情報を受領し、これをSMBC日興証券内関係者に共有していた。
また、SMBC日興証券役職員は、SMBC日興証券がB社から入手した非公開情報を、B社の事前承諾を得ずに、三井住友銀行に対し伝達した。

(事例3)

上場会社D社は、上場会社E社の株式の過半数を保有し、両社はいわゆる親子上場の関係にあったところ、D社において、E社株式の公開買付け（以下「当該TOB」という。）が検討されていた。このことについて、D社は役員自らが、三井住友銀行に対し、当該TOBに関して、情報管理の徹底や、三井住友銀行内部においても必要最低限のメンバーへの開示とするよう求めていた。しかしながら、SMBC日興証券役職員は、当該情報管理の徹底等の必要性を認識しながら、当該TOBに関する非公開情報を三井住友銀行から複数回受領したうえ、当該情報をSMBC日興証券内関係者に共有していた。

SMBC日興証券における上記行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号に規定する行為に該当するものと認められる。

なお、上記行為は、SMBC日興証券役職員が、銀証間で情報の授受を行ってはいないことを認識しながら、案件獲得というSMBC日興証券の利益を優先したものであり、SMBC日興証券執行役員自らが非公開情報の受領や社内関係者への情報共有に関与している状況も認められるなど、銀証連携ビジネスの推進にあたり、SMBC日興証券として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであると認められる。

2. 命令の内容

○ 業務停止命令（略）

○ 業務改善命令

(1)（略）

(2) 証券取引等監視委員会の検査において認められたI. 1. (4)の事実（以下「銀証ファイアーウォール規制違反事案」という。）について

業務の健全かつ適切な運営を確保するため、銀証ファイアーウォール規制違反事案に係る発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。

- ・ 経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
- ・ 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

(3) 上記(1)②及び(2)に係る業務改善計画を令和4年11月7日までに書面で報告すること。

(4) 上記(3)の実施状況について、四半期末経過後15日以内を期限として当面の

間、書面で報告すること。

II. 三井住友フィナンシャルグループに対する行政処分 (略)

III. 三井住友銀行及び三井住友フィナンシャルグループに対する報告徴求命令

1. 銀証ファイアーウォール規制違反事案に関して、本日、三井住友銀行に対して銀行法第 24 条の規定に基づき、以下の事項について、令和 4 年 11 月 7 日までに、書面で報告するよう命じた。

- (1) 本事案の事実関係と発生原因の分析（背景となる真因の分析を含む。）、並びに当該分析を踏まえた問題認識
- (2) 類似事案の調査、並びに調査手法及び範囲等の妥当性の検証（継続中又は実施を検討している場合は、実施計画及び進捗状況を含む。）
- (3) 上記を踏まえた、再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策（改善対応策の実施計画と実施状況等を含む。）
 - ・ 経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
 - ・ 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成
- (4) (2)（継続中又は実施を検討している場合に限る。）及び(3)について、進捗状況を四半期末経過後 15 日以内を期限として当面の間、書面で報告

2. また、同事案に関して、本日、三井住友フィナンシャルグループに対して金融商品取引法第 56 条の 2 及び銀行法第 52 条の 31 の規定に基づき、以下の事項について、令和 4 年 11 月 7 日までに、書面で報告するよう命じた。

- (1) 本事案を踏まえた、金融商品取引業者の特定主要株主及び銀行持株会社としての発生原因の分析（背景となる真因の分析を含む。）、及び当該分析を踏まえた問題認識
- (2) 上記を踏まえた、グループとしての再発防止に向けた以下の点を含む実効性のある改善対応策（改善対応策の実施計画と実施状況等を含む。）
 - ・ 経営管理態勢及び顧客情報管理態勢の強化
 - ・ 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成
- (3) (2)について、進捗状況を四半期末経過後 15 日以内を期限として当面の間、書面で報告

協会員に対する処分及び勧告について

2022年10月19日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

1. 事実関係

○ 顧客の非公開情報の漏えいが発生した事実

顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況のもと、当社の社債の引受業務所管部署は、当社顧客（累計401社）の非公開情報を掲載した提案書等（累計499件）を社債発行（予定）先（累計195社）に提供し、起債提案等を行っていた。

提案書等に掲載している非公開情報は、国内投資家については、「投資家名・社債の引受けの際の当社での取引金額・需要金額」、海外投資家については、「投資家名・需要金額」であり、投資家名については実名又は識別可能な示唆名称を記載していた。

なお、上記社債発行（予定）先には親法人等2社（4件）も含まれており、加えて、グループ協働目的での親法人等2社（22件）への提案書等の配付も行われていた。

○ 顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況

社債の引受業務所管部署における情報管理に対する意識不足、また、内部管理部門等におけるモニタリング態勢の脆弱さならびに管理体制の実効性が不十分であったことにより、上記の顧客の非公開情報の漏えいを引き起こしている。

2. 法令等適用

上記の顧客の非公開情報の漏えいは、協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条第2項に規定する「協会員は、顧客について顧客カード等により知り得た秘密を他に漏らしてはならない」に該当するものと認められる。

また、顧客情報の管理体制が十分でないと認められる状況のもと、顧客情報を漏えいし起債提案等を行っていたことは、定款第28条第1項第4号に規定する「取引の信義則に反する行為をしたとき」に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

譴責

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

- ① 顧客の非公開情報の管理体制の見直しなど再発防止策の確実な実施・定着を図ること。
- ② 社債の引受業務所管部署における法令等に対する理解・認識の希薄、法令等遵守意識の欠如が認められたこと、また、内部管理部門における社債の引受業務所管部署に対するけん制や指導が十分に果たされていたとはいえない状況等を踏まえ、経営陣主導により全社的な法令等遵守意識の向上に加え、適切な内部管理態勢及び内部監査態勢を構築し、その運営を確実なものとする。
- ③ 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

以 上

- 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（Tel. 03-6665-6778）